

エレベーター防災対策改修補助金の 申請受付を開始します

堺市では、要件を満たす共同住宅に設置されているエレベーターの防災対策改修に係る費用を補助する「堺市エレベーター防災対策改修補助金」の申請受付を、令和 6 年 4 月 1 日（月）から開始します。

近年、地震によるエレベーターの閉じ込め事故や損傷事故が発生しており、南海トラフ地震の発生が想定されるなか、防災対策がなされていないエレベーターの安全性が危惧されています。

この補助金は、建築基準法施行令において平成 26 年 4 月 1 日に改正されたエレベーターに関する安全基準の適用を受ける前に設置されたエレベーターのうち、一定規模以上の共同住宅に設置されているものについて、市民の安全確保を図るため、新基準に適合する改修が促進されるよう、その改修費用に対して補助するものです。

1 申請受付期間

令和 6 年 4 月 1 日（月）～令和 6 年 12 月 13 日（金）

2 対象となるエレベーター

以下の全てに該当する堺市内の建築物に設置されているエレベーターであること。

- ・平成 26 年 3 月 31 日以前に着工された建築物に設置されているもの
- ・延べ面積の合計が 1,000 平方メートル以上の建築物に設置されているもので、専ら共同住宅の用に供するもの
- ・高さ 31 メートルを超える建築物に設置されているもの
- ・長期修繕計画又は維持保全計画が作成された建築物であり、その中でエレベーターを修繕項目として設定している建築物に設置されているもの
- ・構造躯体が地震に対して安全な構造の建築物に設置されているもの

3 補助対象となる方

共同住宅の管理組合

4 補助要件

改修後、以下の（1）～（5）の全てに適合すること。

なお、エレベーターを全面的にリニューアルし確認申請を要する場合は対象外となります。

（建築基準法の規定により（1）～（5）が義務付けされるため。）

- （1）P 波感知型地震時管制運転装置の設置（建築基準法施行令第 129 条の 10 第 3 項第 2 号）
- （2）主要機器の耐震補強措置（建築基準法施行令第 129 条の 4 第 3 項第 3 号及び第 4 号、第 129 条の 7 第 5 号並びに第 129 条の 8 第 1 項）

- (3) 戸開走行保護装置の設置（建築基準法施行令第 129 条の 10 第 3 項第 1 号）
- (4) 釣合おもりの脱落防止措置（建築基準法施行令第 129 条の 4 第 3 項第 5 号）
- (5) 主要な支持部分の耐震化（建築基準法施行令第 129 条の 4 第 3 項第 6 号）

5 補助対象工事

補助要件に記載のある（1）～（5）に係る防災対策改修工事
（既に防災対策改修を完了しているものを除く。）

6 補助金の額

補助対象工事に係る費用に 23.0 パーセントを乗じた額（1,000 円未満切り捨て）
1 台につき 218 万 5 千円を限度とします。

7 申請方法

必要図書を添付の上、まずは事前協議書を提出してください。

詳細な申請方法等は、以下の堺市ホームページを参照してください。

<https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/jutaku/kenchiku/anzen/evhojyo.html>

（令和 6 年 4 月 1 日午前 9 時に詳細を公開する予定です。）

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：建築都市局 開発調整部 建築防災推進課 電 話：072-228-7482 ファックス：072-228-7854
----------------------------	---